



2022年2月1日

各 位

会 社 名 株式会社 エ ス ポ ア  
代 表 者 名 代表取締役社長 田上 滋  
(コード番号 3260 名証セントレックス)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 寺田 幸生  
電 話 番 号 052-622-2220

臨時株主総会における付議議案の決定及び株主提案に対する  
当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年1月11日付「株主による臨時株主総会招集請求及び株主名簿閲覧謄写請求に関するお知らせ」において、当社株主より臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を受領した旨お知らせいたしました。また、当社は2022年1月14日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2022年1月30日を基準日と定め、2022年3月上旬臨時株主総会を検討することをお知らせし、2022年1月19日付「臨時株主総会の開催場所決定に関するお知らせ」において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催日時及び場所をお知らせしました。

これらの経過を経て、当社は、本日開催の取締役会において本臨時株主総会の付議議案（以下「本議案」といいます。）並びに本請求に関わる株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に対する当社取締役会の意見について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

- 【株主提案】第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役 田上 滋 の解任の件  
第3号議案 取締役 谷角 大悟 の解任の件  
第4号議案 取締役 谷角 速斗 の解任の件  
第5号議案 取締役 寺田 幸生 の解任の件  
第6号議案 取締役 高野 哲朗 の解任の件  
第7号議案 取締役4名選任の件

※本株主提案の要領及び提案の理由は、別紙「株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、当該別紙は、本請求の書面の内容を原文のまま記載したものであります。

II. 本議案に対する当社取締役会の意見

**当社取締役会としては、本議案（第1号から第7号）に以下の理由で反対いたします。**

### Ⅲ. 反対の理由について

#### 1. 第1号議案（定款一部変更の件）について

当社定款第20条の規定は、全国株懇連合会作成の定款モデルに沿った上場会社における規定であり、これを変更すべき特段の事情は認められないものと考えます。

#### 2. 第2号議案から第6号議案まで（取締役解任の件）について

以下のとおり、当社取締役会は、当社が不動産会社として堅実に経営を実行しているものと自負しております。不動産業界においては、当社の主力事業である商業施設の賃貸・管理事業は、短期的なリターンを狙う高成長なビジネスでなく、着実に足元を固めながら進めていくことが必要であります。

##### ① 当社保有施設のリーシング状況

当社は現在、商業施設5件を保有しております。直近5事業年度（2017年2月期から2021年2月期）におきましては、5期連続で経常利益の黒字化で推移しております。

2019年2月期においては、2018年9月に北海道胆振東部地震が発生したことにより、札幌市内の当社所有施設が大きな被害を受けました。施設内の店舗は、地元の方々にとっては重要な社会インフラであったため、可及的速やかな復旧作業を行いました。当該復旧工事につきましては、当事業年度の特別損失を計上した結果、前期比減益となったものに起因しております。

また、2020年2月期ならびに2021年2月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当社保有施設の稼働率低下が大きな要因となっており、保有施設（北海道苫小牧市）に関しては、キーテナントの退店が多分に影響しております。ドラッグストアなど数件の商談が進んだものの、2020年2月から新型コロナウイルス感染症の影響が出始め、同年5月からの緊急事態宣言の発令により、現地での打合せ、現場への内覧案内、詳細な商談が進まず、新たなテナントの出店が決定しておりません。

当社といたしましても、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化により、リーシング活動は容易ではありませんが、当社が有するネットワークを駆使してテナント誘致を鋭意進めております。

また、当社子会社による保有施設の空きスペースを活用した事業展開を着実に進め、保有施設の有効活用による施設の活性化を行っております。

当社の取り巻く経営環境は、引き続き大変厳しく、また不透明な状況が続くものと考えておりますが、上述の通り諸策を講じている最中であります。何卒ご理解いただけますと幸いです。

##### ② 既存事業の収益力の拡充

開発・販売事業においては、既存販売用不動産の早期完売を目指しております。

また、リセール事業を強化することにより、当社の資金回転率を高め、収益基盤の確立を図っております。具体的な取り組みといたしましては、短期に資金回収が可能である中古住宅を取得して改修し、販売するリセール事業に注力して活動を進めております。また、既存販売用不動産の完売後を見据えて、新規開発予定案件について、パートナー企業との共同開発事業として企画を策定中であります。

また当社は、2018年8月より子会社ネオフリークを通じて、当社の保有施設（横浜市中区）

において、これまでの小売業や飲食業態のスペースを活用し、同施設内にレンタル収納スペースを設け、換気・空調・防犯設備を完備し、24時間利用を可能するなど、近隣住民の荷物を保管できるサービス提供を開始いたしました。また、2019年11月より保有施設（石川県河北郡）での室内スケボーパーク事業、2021年9月より保有施設（北海道苫小牧市）でのキッズアミューズメント事業も開始いたしております。

このように保有施設のテナントリーシング強化に加えて、既存施設の新たな活用への企画開発を行い、また用途変更による新規テナント確保による付加価値向上を図るなど、現状の当社における経営課題を解決するべく具体的な策を講じて進めております。

### ③ 新規事業分野への進出による中長期的な収益源の創出

当社は、中長期での安定的な収益基盤の確立を目指し、現在主力としている既存事業以外に加え、今後成長が見込まれる新規事業分野に進出する必要性を非常に高く認識しております。2019年より、店舗運営や新規商品企画及び人材サービス事業を得意とする企業との資本業務提携の具体的な検討を進めておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規事業開発の検討は進展できておらず、状況を見ながら商談再開の可否を見ております。新型コロナウイルス感染症の長期化が懸念されておりますが、すでにコロナ収束とアフターコロナに向けて、中長期的な新規成長分野への参入を検討しております。具体的に開示できる時期が来ましたら速やかにお知らせいたします。

### ④ 財務体質の健全性について

当社の財務体質につきましては、直近5事業年度（2017年2月期から2021年2月期）ならびに直近四半期累計（2022年2月期第3四半期累計）の現預金残高は増加傾向となっております。当該期間における現預金残高増加額は386百万円、手元流動性比率は3倍以上に大きく上昇しております。また、借入金につきましては、2016年1月に三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン契約を締結し、2016年2月期（2016年2月時点）の借入金残高は8,427百万円、その後2022年2月期第3四半期（2021年11月末時点）における同残高は7,183百万円、当該期間で1,244百万円を返済し、14.7%の負債圧縮を行いました。着実な借入金返済を行った結果、借入先との契約更新を行い、金融機関等の良好な関係を継続しております。

当社といたしましては、上述の負債圧縮を着実に進めるとともに、当社の収益力向上による借入金の繰上げ返済、所有施設の再活用等を含め、引き続き、財務体質の改善を図る策を講じてまいります。

### ⑤ 当社の現経営体制維持による企業価値向上について

当社取締役会は、現取締役5名（代表取締役田上滋、取締役谷角大悟、取締役谷角速斗、取締役寺田幸生、取締役高野哲朗）について、現経営体制で企業成長できると考えております。代表取締役田上滋は、2015年5月から6期、代表取締役を務めておりますが、5期連続して経常利益が黒字化、上述の通り、手元流動性の増加、負債の圧縮に貢献しております。現経営体制のこれまで培ってきた経験と実績、さらに強固な経営基盤の確立、さらに金融機関等の良好な関係性の継続に基づき邁進していくことこそが、当社のさらなる企業価値向上にむけて必要不可欠であると考えております。

### 3. 第7号議案（取締役4名選任の件）について

当社は社外取締役4名を含む6名の取締役会により、実行性のある経営監督機能を有しており、上記⑤記載の通り、当社の現経営体制の構成が最も適切かつ十分な体制であり、企業価値向上に資するものと考えております。

また、第7号議案につきましては、具体的な経営戦略は何ら示されておらず当社の企業価値の向上策については不明確であります。さらに、当社の経営方針、事業環境、経営状況を的確に把握しているとは見受けられないこと等から当該候補者の選任は当社の経営に無用の混乱をもたらす恐れがあり、当社としては企業価値の向上については株主共同の利益の観点から当社取締役候補者として適切でないと判断しております。

以上のように、本株主提案および本議案については、当社の経営状況について事実誤認に基づいている記載が多くあるため、当社取締役会としては反対いたします。

以上

(別 紙)

2022年1月6日

〒458-0035

愛知県名古屋市緑区曾根二丁目162番地

株式会社エスポア

代表取締役社長 田上 滋 殿

(請求人)

東京都渋谷区南平台町15-13 帝都渋谷ビル3階

アークホールディングス株式会社

代表取締役 矢作 和幸

アークホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社の株式を合計300,000株保有しており、貴社の総株主の諮決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。当社は、会社法297条1項に基づき、下記のとおり、貴社の臨時株主総会の招集を請求します（以下「本請求」といいます。）。

なお、個別株主通知申出受付票及び個別株主通知書については、本書と同内容の書面とともに、追って配達証明付き郵便で送付させていただきます。

## 記

### 第1 株主総会の目的である事項

議題1 定款一部変更の件

議題2 取締役 田上 滋 の解任の件

議題3 取締役 谷角 大悟 の解任の件

議題4 取締役 谷角 速斗 の解任の件

議題5 取締役 寺田 幸生 の解任の件

議題6 取締役 高野 哲朗 の解任の件

議題7 取締役4名選任の件

## 第2 招集の理由

### 1 本請求に至った背景・理由

貴社は、「不動産の活性化を追求し、新たな価値を創造してまいります」を企業理念として、不動産の開発・販売及び賃貸・管理等を主な事業としているところ、貴社の経営成績については、売上高が中長期的低迷し、2018年2月期以降は営業利益及び経常利益共に連続して減益が続いており、なおかつ、今期(2022年2月期)の業績予想も営業利益及び経常利益共に減益の予想となっております。また、貴社では、保有する建物(北海道苫小牧市)について、前々期(2020年2月期)及び前期(2021年2月期)の2期連続でそれぞれ1億円を超える多額の減損損失を計上しております。2期連続でしかも同一物件より、これだけ多額の減損損失が計上されること自体、その間、現経営陣において何らの対策も講じられていなかったことの証左といえますが、ご当該減損損失の計上により、翌期以降の償却費負担が減少しているにもかかわらず、依然として営業利益が減少傾向にあることを考慮すれば、貴社のここ数年の経営成績は、上場企業にあるまじき異常事態であると言わざるを得ません。

そのため、貴社においては、既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出することが急務となりますが、残念ながら、現経営陣には、それらについて具体的な対策を講じた形跡が一切認められません。とりわけ、新規事業に関しては、有価証券報告書において、「新規事業の展開」を対処すべき課題に掲げつつ、単に「中長期的には新規事業に進出する必要性を認識しており、新規事業の展開について適宜検討してまいります。」と述べるに留まるなど、現経営陣が、新規事業に対する具体的なプランを持ち合わせていないだけでなく、新規事業の立上そのものを悠長に捉えてしまっており、危機感やスピード感をもってこれに取り組んでいるとは到底思えません。上記貴社が掲げる企業理念はもはや有名無実のものとなってしまっております。

同様に、貴社の財政状態については、貴社の事業規模ないし損益水準に照らすと、有利子負債残高(2021年8月末時点:約72億円)は著しく多額であり、また、自己資本比率約10%という値は、同業他社と比べても異常に低い水準であると言わざるを得ません。それにもかかわらず、現経営陣は、毎回、有価証券報告書等において、「財務体質の健全化」を対処すべき課題に掲げるだけで、何らの改善提案や打開策が検討されている形跡が一切認められず、ここ数年、貴社の多額の有利子負債残高は横ばいのまま、ただ成り行きに任せているだけと言うほかなく、債務圧縮の目途は全く見えない状況にあります。

そもそも、なぜここまで際限なく貴社が多額の負債を抱えるに至ったのか、およそ株主に対して、十分な説明ないし開示がなされているとは認められません。そのため、現経営陣は、過去の取引経緯を含めた債務の現状把握すら適切に行えていないと考えざるを得ず、貴社が負担している債務の中には言わば現経営陣が詳細を把握し切れていない不明瞭な債務が存在するのではないかと危惧しております。いずれにしても、貴社のかかる現状をこのまま放置し続ければ、いずれは資金繰りが破綻することは目に見えており、上記現状把握の点を含め、早急に債務圧縮のための具体的な検討作業に着手する必要があります。

そこで、当社は、以上の貴社が抱える様々な課題を克服し、貴社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を、現経営陣らにこれ以占委ねることはできないと判断し、前記第1の各議題を会議の目的とする臨時株主総会の招集請求を行ったものであります。

## 2 株主提案の内容について

### (1) 議題 1：定款一部変更の件

#### 【議案の要領】

貴社の定款第 20 条の見出し及び同条第 2 項について、以下のとおり変更するものであります。

#### <現 行>

##### (取締役の選任)

###### 第 20 条

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### <変更後>

##### (取締役の選任及び解任)

###### 第 20 条

2 取締役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 【提案の理由】

貴社の窮境を招いた大きな要因の一つとして、これまでは業績の如何にかかわらず、取締役の地位が安定的に過ぎていたため、取締役の貴社の経営に対する責任が伴っていなかったことから、現経営陣において危機感や緊張感が著しく欠如していたことが挙げられます。また、取締役の選任権に限らず、解任権の行使を通じて、株主の意向を貴社の経営に適切に反映させることが、現在の貴社の業績及びガバナンスの改善には不可欠であると考えます。

そこで、貴社の取締役に対して危機感や緊張感をもって経営に当たってもらうこと、そして、取締役の解任権を通じて株主の意向を貴社の経営に反映させやすくすることを目的として、取締役の解任決議についても選任決議と同様、定足数の緩和を図るべく、上記の定款変更を提案するものであります

(2) 議題 2 から議題 6：取締役田上滋氏、取締役谷角大悟氏、取締役谷角速斗氏、取締役寺田幸生氏及び取締役高野哲朗氏の解任の件

### 【議案の要領】

取締役である田上滋氏、谷角大悟氏、谷角速斗氏、寺田幸生氏及び高野哲朗氏をそれぞれ解任するものであります。

### 【提案の理由】

上記1で述べたとおり、貴社の経営成績については、売上高が中長期的に低迷し、営業利益及び経常利益共に減益傾向が継続し、なおかつ、今期の業績予想も営業利益及び経常利益共に減益の予想となっているなど貴社のここ数年の経営成績は、上場企業にあるまじき異常事態であると言わざるを得ません。したがって、早急に既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益源の柱を創出することが必要となります。

同様に、貴社の財政状態については、貴社の事業規模ないし損益水準に照らすと、有利子負債残高は著しく多額であり、また、自己資本率は同業他社と比べて以上に低い水準であると言わざるを得ませんが、現経営陣において、それに対する何らの改善提案や打開策が検討されている形跡は一切認められず、ここ数年貴社の多額の有利子負債は横ばいのまま、ただ成り行きに任せているだけで、債務圧縮の目途は全く見えない状況にあります。かかる貴社の現状をこのまま放置し続ければ、いずれ資金繰りが破綻することは目に見えており、早急に貴社の債務についての現状把握とその圧縮のための具体的な検討作業に着手する必要があります。

以上のとおり、貴社の現在の経営成績及び財政状態は異常な状態にあり、早急にその改善を図る必要がありますが、これまで貴社の現状に甘んじて何らの対策を講じることなく漫然と貴社の経営を担ってきた現経営陣にその役割を期待できないのはもちろんのこと、貴社の窮境の原因を引き起こした取締役にはその責任をとっていただくべきであると考えております。そこで、これまでの経営責任を明確化しつつ貴社の経営体制の刷新を図る目的から、上記取締役5名の解任を提案するものであります。

### (3) 議穎7：取締役4名選任の件

#### 【議案の容量及び提案の理由】

議題1から議題6までの株主提案の決議の結果の如何にかかわらず、貴社の経営体制の強化および早期の業績立て直しを図るため、以下の候補者4名を貴社の取締役として、新たに選任するものであります。

提案理由及び各取締役候補の略歴等は別途お送りします。

以上

## 臨時株主総会招集請求書（続き）

当社は、本日付で、貴社に対して、別途お送りした「臨時株主総会招集請求書」の第2の2(3)議題7：取締役4名選任の件【議案の要領 及び 提案の理由】において、別途お送りするとしていた株主提案にかかる取締役候補者の略歴及び提案理由に関する項目以下の部分について、本書面にて下記のとおりご通知いたします。

### 記

#### ① 取締役候補者1

(氏名・生年月日)

額田 正道

1978年2月21日

(略歴)

2004年4月 株式会社アイペック 入社

2018年8月 株式会社アイペック 取締役就任（現任）

2018年8月 アークホールディングス株式会社 取締役就任（現任）

(重要な兼職先)

株式会社アイペック 取締役

アークホールディングス株式会社 取締役

(取締役候補者として提案する理由)

額田氏は、アークホールディングス株式で約15年に亘り、経理・労務・法務などのバックオフィス全般におけるマネジメントを担当し、同分野における幅広い知見を有しております。複数の事業を展開する同社グループにおける同氏の実務経験やマネジメント経験は、まさに貴社のガバナンスを再構築する上で必要不可欠なものであり、貴社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業運営への貢献に大いに期待できることから、同氏を取締役候補者としました。

#### ② 取締役候補者2

(氏名・生年月日)

篠塚 勝

1969年1月24日

(略歴)

1994年6月 レストランバーBIZON設立

1997年9月 株式会社ドン・キホーテ 入社

2006年4月 株式会社アークリンク 入社

2012年12月 株式会社アークリンク 取締役就任（現任）

2014年12月 株式会社リリクル 取締役就任（現任）

2016年1月 アイペック株式会社 代表取締役就任（現任）

(重要な兼職先)

株式会社アークリンク 取締役

株式会社リリクル 取締役

株式会社アイペック 代表取締役

(取締役候補者として提案する理由)

篠塚氏は、アークホールディングス株式会社グループにおいて、長きに亘って同グループの事業部門全体のマネジメントを担当するとともに、数多くの新規事業の立上げを手掛け、いずれも成功に導く手腕を発揮してきました。同氏は、卓越した営業手腕と実行力を有し、また、事業改革を得意とするという点において、まさに貴社の課題解決と業績改善、そして、貴社の新規事業の成功に必要な不可欠な能力を有する人物として大いに期待できることから、同氏を取締役候補者として提案するものであります。

### ③ 取締役候補者 3

(氏名・生年月日)

杉浦 元

1970年7月22日

(略歴)

1996年4月 大和企業投資株式会社 入社

1997年7月 株式会社ソラシドエア 設立 取締役就任

1999年6月 株式会社ブイ・シー・エヌ 取締役パートナー就任

2000年2月 株式会社オウケイウェイヴ 取締役就任

2008年5月 株式会社コンコードエグゼクティブグループ 取締役就任

2016年7月 株式会社エリオス 設立 代表取締役就任 (現任)

(重要な兼職先)

株式会社エリオス 代表取締役

(取締役候補者として提案する理由)

篠塚氏は、ソーシャルメディアの先駆けである株式会社オウケイウェイヴ上場時に取締役を務めるなど、コーポレートガバナンスと内部体制、管理本部など上場企業としての社内体制を整える能力に長けた人物です。加えて、同氏は、それ以外にも多くのソーシャルビジネスにハンズオンで関与し、事業成長の支援に貢献するなど、同氏の知識・経験・ノウハウは、貴社の課題解決と業績改善に大きな貢献を果たすことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者として提案するものであります。

### ④ 取締役候補者 4

(氏名・生年月日)

濱田 光貴

1982年6月1日

(略歴)

2007年9月 ペパーダイン大学 経営学部 卒業

2009年4月 株式会社ネットプライスドットコム 入社

2011年1月 PlayMined 株式会社 設立 代表取締役就任

2012年12月 風尚精選股份(台湾) 取締役就任

2014年10月 株式会社オプトベンチャーズ(現 Bonds Investment Group 株式会社) 入社(現任)

(重要な兼職先)

Bonds Investment Group 株式会社 プリンシパル

(取締役候補者として提案する理由)

濱田氏は、米国ペパーダイン大学卒業後、ニューヨークの日系企業にて新規事業立上げの責任者及びWEBマーケティング業務に従事し、帰国後も、通販会社にてグループ企業管理、国内外の複数新規事業及びインキュベーション部門の立上げを経験しております。さらに、国内3社、海外1社の創業、海外政府関連事業を経て2014年に株式会社オプト(現株式会社デジタルホールディングス)グループに参画し、事業開発、アライアンス、新規事業戦略に強みを持つ人物として、同グループのベンチャーキャピタルにて活躍し、さらに、ニューテクノロジー分野にも人脈を有するという点で、貴社の事業改革・新規事業立上げの専担者として、大いなる貢献が期待できることから、同氏を社外取締役候補者として提案するものであります。

### 第3 招集の請求

以上、当社は、本書面到達の日から8週間以内の日を総会開催日とする貴社の臨時株主総会を招集するよう請求します。

以上

## 株主名簿閲覧謄写請求書

アークホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社に対して、以下の通りご通知申し上げます。

当社は、貴社の株式を 300,000 株保有する株主であるところ、貴社に対し、会社法 125 条 2 項に基づき、下記のとおり、貴社の株主名簿の閲覧及び謄写の請求（以下「本株主名簿閲覧謄写請求」といいます。）をいたします。なお、個別株主通知申出受付票及び個別株主通知済通知書については、本書と同内容の書面とともに、追って配達証明付き郵便で送付させていただきます。

### 記

当社が令和 4 年 1 月 6 日付で招集を請求した臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に関連し、当社としては、当社が本臨時株主総会を招集するにあたり株主総会招集通知の送付先を調査すること、本臨時株主総会の目的である株主提案議案について賛同する株主を調査することその他貴社の株主としての権利行使にあたっての調査の目的で、会社法 125 条 2 項に基づき、貴社の直近の定時株主総会の基準日である令租 3 年 2 月 28 日現在（その他に、既に令和 3 年 8 月末日現在など直近の株主名簿がある場合にはその時期のもの）及び本臨時株主総会の開催にあたって今後設定される基準日現在の株主名簿の閲覧及び謄写を請求いたします。

貴社におかれましては、貴社の令和 3 年 2 月 28 日現在の株主名簿（その他に、既に令和 3 年 8 月末日現在など直近の株主名簿がある場合にはその時期のもの。）については、①貴社の株主名簿を原本にて開示される場合には、貴社の本店所在場所（又は貴社株主名簿管理人である東京三菱 UFJ 信託銀行株式会社の本店所在場所）において、貴社の株主名簿の閲覧及び謄写が可能な日時その他詳細（写しの交付の可否、貴社又は貴社株主名簿管理人のコピー機の使用の可否。使用が可能であった場合の費用の有無及びその金額を含みます。）を、令和 4 年 1 月 14 日までにご教示いただくか、又は、②同日までに、エクセル、PDF その他電子データにて貴社の株主名簿を当社代理人のメールアドレス (toda@newport-law.com)宛てに送信する方法により閲覧及び謄写の実施をお願いいたします。

また、当社は、本臨時株主総会の開催にあたって今後設定される基準日現在の株主名等についても、同様にその閲覧及び謄写を行うことを請求いたしますので、令和 4 年 1 月 14 日までに株主名簿閲覧謄写が可能となる時期の他、対応の可否及び内容についてご教示ください。

なお、仮に、貴社が任意に本株主名簿閲覧謄写請求に応じない場合には、当社は、裁判所に対して、本株主名簿閲覧謄写請求にかかる仮処分命令の申し立てをすることになりますので、あらかじめその旨申し添えます。

以上